

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

空き巣などの盗難損失が発生したときの確定申告

Q 自宅で空き巣に入られて、現金や宝石などが盗難にあいました。この場合、確定申告をすれば税金を減額できるのでしょうか？

解説

災害や盗難によって、資産の損害を受けた場合には、一定の金額の所得控除を受ける事が出来ます。これを雑損控除といいます。

1. 雑損控除の対象になる資産の要件

- 1) 資産の所有者が次のいずれかであること。
納税者または**納税者と生計を一にする**配偶者やその他の親族で、**その年の総所得金額が38万円以下**の者
- 2) 棚卸資産もしくは事業用固定資産等又は「生活に通常必要でない資産」(*)のいずれでもない資産
(*)生活に通常必要でない資産…別荘など娯楽等の目的で保有する不動産やゴルフ会員権や貴金属、書画、骨とう品など1個または1組の価額が**30万円超のもの**で生活に通常必要でない動産をいいます

2. 雑損控除の金額

次のうちのいずれか多い方の金額です。(控除しきれない額は**3年間の繰越控除可能**)

- 1) **(差引損失額) - (総所得金額等) × 10%**
- 2) (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円

3. 差引損失額の計算の仕方

差引損失額 = 損害金額(*) + 災害等に関連したやむを得ない支出の額 - **受取保険金の額**
***損害金額…損害直前の時価 (再調達価額 - 使用年度による減価償却分)**

4. 確定申告時の添付書類

- 1) 災害等に関連したやむを得ない支出の額の領収を証する書類
- 2) 源泉徴収票 (給与所得のある方)
- 3) 警察が発行する被害額届出用の証明書

要するに…

災害や盗難、横領などの被害にあって損失が発生した場合、確定申告をすれば税金が減額される場合があります。ただし、**恐喝や詐欺などで損害が発生しても、減額はされません。**